

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ①

令和7年度厚生労働省補正予算において、訪問看護ステーションを対象にした支援が実現しました！

厚生労働省の
実施要綱
(R7/12/25
発出) はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されます

2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

補助金の要件[①または②のいずれか]

①基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- (ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。
- (イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

②基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 任用要件・賃金体系の整備等
- (イ) 研修の実施等
- (ウ) 職場環境等要件

※基準月にケアプランデータ連携システムに加入していない場合でも、加入の誓約により申請可能です！②の要件についても誓約等により申請可能な措置が示されています！

- ✓ 基準月は令和7年12月
- ✓ 補助額の考え方は、実施要綱の5を参照ください

訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください